

# 1 一般廃棄物処理業の許可基準

## (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可基準

内 容		根 拠
	1 各区による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。	法第7条 第5項第1号
	2 その申請の内容が業を行おうとする区で定める一般廃棄物処理計画に適合するものであること。	法第7条 第5項第2号
	3 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。	法第7条 第5項第3号
許 可 基 準	(1) 施設に係る基準	施行規則第2条 の2第1号
	① 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。	
	② 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。	
	(2) 申請者の能力に係る基準	施行規則第2条 の2第2号
	① 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。	
	② 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。	
	③ 次に掲げる者が、新規の申請である場合には区長が別に定める試験に合格していること、更新の申請である場合には区長が別に定める講習会を修了していること。 ア 申請者が法人である場合には、その代表者又は役員のうち、会計参与、監査役及び監事を除く者（許可の更新を申請する場合にあっては、政令第4条の7に定める使用人を含む。） イ 申請者が個人である場合には、当該申請者（許可の更新を申請する場合にあっては、政令第4条の7に定める使用人を含む。）	規 則
	④ 一般廃棄物の運搬先を確保すること。	
	4 その他	要綱第3条
	(1) 運搬先は、一般廃棄物を適正に処分することができる中間処理施設又は最終処分場であること。	
(2) 継続的な作業場所* <sup>1</sup> は、建物を単位とすること。ただし、建物以外の道路、公園等で作業場所を特定することが困難であると認められる場合は、区域を単位とすること。		
(3) 継続的な作業場所が建物を単位とする場合は、他の一般廃棄物収集運搬業者が当該建物を継続的な作業場所としていないこと。		
(4) 継続的な作業場所で一般廃棄物を排出する事業者と次に掲げる事項を記載した収集運搬の委託契約を締結し、又は締結する予定であること。		
① 継続的な作業場所の所在地及び名称		

次頁へつづく

許 可 基 準	② 排出する一般廃棄物の種類及び月平均排出量	要綱第3条
	③ 契約期間	
	④ 一般廃棄物の収集運搬料金及び処分料金	
	(5) 普通ごみにあつては、一般廃棄物収集運搬業の許可を受ける区内に継続的な作業場所を有すること。	
	(6) 普通ごみを取り扱う稼働運搬車*2を2台以上保有する場合は、特別区の区域内において稼働運搬車1台当たりの月平均稼働日数が20日以上であり、かつ稼働運搬車1台当たりの月平均運搬量が20トン以上見込まれること。ただし、収集方法が指定されているため専用の運搬車を必要とする場合は、この限りでない。	
	(7) 運搬車は、原則として自ら所有していること。	
	(8) 運搬車は、特別区を管轄する東京運輸支局又は各自動車検査登録事務所で登録を受けたものであること。ただし、運搬先が特別区の区域外である場合は、この限りでない。	
	(9) 運搬車は、区長が許可する一般廃棄物収集運搬業の専用車両とすること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。	
	① 特別区の区域内から発生する自己の一般廃棄物又は特別区の区域内から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙若しくは古繊維を収集運搬する場合	
	② 特別区の区域内から発生する食品循環資源を食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第21条第2項に規定する業として収集運搬する場合	
	(10) 区長の指定する処理施設を運搬先とする運搬車は、車両総重量が20トン以下であること。	
	(11) 区長の指定する処理施設を運搬先とする運搬車は、自動排出機能を有すること。	
	(12) 運搬車は、運搬する一般廃棄物が汚水を含み、又は悪臭が発生するおそれがある場合は、荷箱が密閉できる構造であること。	
	(13) 稼働運搬車の故障、車検又は稼働運搬車で対応できない臨時的増量等の場合に使用する運搬車として、次の基準により特別区において予備車*3を保有することができる。	
	① 汚でい以外に使用する予備車の台数 汚でい以外に使用する稼働運搬車の台数（廃家電を収集運搬する専用の車両を除く。）を15で除した台数（1未満の小数がある場合は、切り上げて1とする。）	
② 汚でいに使用する予備車の台数 汚でいに使用する稼働運搬車の台数を15で除した台数（1未満の小数がある場合は、切り上げて1とする。）		
(14) 運搬車の洗車設備を確保すること。		
(15) 一般廃棄物の保管・積替えを行う場合は、保管・積替えを行う施設が次に掲げる事項に適合していること。		
① 屋根を有し、部外者の立ち入りができない構造とすること。		

	<p>② 悪臭、汚水及び騒音が漏れない構造とすること。</p> <p>③ 洗浄設備、排水設備、消火設備、脱臭設備及び換気設備を設置すること。</p> <p>④ 床はコンクリート等の防水対策を施した頑強なものとする。</p> <p>⑤ 産業廃棄物処理業、再生資源取扱業等の施設を併用する場合は、作業の場所が区分されていること。</p> <p>⑥ 一般廃棄物の保管・積替えの施設であることを表示すること。</p>	<p>要綱第3条</p>
<p>(欠格条項)</p>	<p>5 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(1) 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑*<sup>4</sup>に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(4) 廃掃法、浄化槽法、その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの*<sup>5</sup>若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く)の規定に違反し、又は刑法第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)若しくは第247条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(5) 廃掃法第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下(7)、第8条の5第6項及び(10)において同じ。)であつた者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。)</p> <p>(6) 廃掃法第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃掃法第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。)</p>	<p>法第7条 第5項第4号</p>

前頁からつづき

(欠格条項)	以下(7)において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの	法第7条 第5項第4号
	(7) (6)に規定する期間内に廃掃法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、(6)の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人* <sup>6</sup> であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの	
	(8) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者	
	(9) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が(1)から(7)までのいずれかに該当するもの	
	(10) 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに(1)から(8)までのいずれかに該当する者のあるもの	
	(11) 個人で政令で定める使用人のうちに(1)から(8)までのいずれかに該当する者のあるもの	
	(12) その他、条例に規定する区もあります。	

※ 欠格条項のいずれかに該当するに至ったときは、該当した日から2週間以内にその旨を清掃協議会に届け出なければなりません。(法第7条の2第4項、規則)

- \* 1 「継続的な作業場所」とは、一般廃棄物収集運搬業者が事業系一般廃棄物を排出する事業者から委託を受けて、当該一般廃棄物を6月以上にわたり月1回以上収集する特定の場所をいう。
- \* 2 「稼動運搬車」とは、特別区の区域内の作業場所から排出される一般廃棄物を運搬するために使用し、又は使用を予定している運搬車をいう。
- \* 3 「予備車」とは、通常使用を予定していない運搬車をいう。
- \* 4 「禁錮以上の刑」とは、死刑、懲役、禁錮をいう。
- \* 5 「生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの」とは、施行令第4条の6の各号に定めるものをいう。
- \* 6 「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者をいう。(政令第4条の7)
  - ① 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
  - ② 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(2) 一般廃棄物処分業の許可基準

内 容		根 拠
許 可 基 準	1 各区による一般廃棄物の処分が困難であること。	法第7条 第10項第1号
	2 その申請の内容が、各区が定める一般廃棄物処理計画に適合するものであること。	法第7条 第10項第2号
	3 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。	法第7条 第10項第3号
	(1) 処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合	施行規則第2条の4 第1号
	① 施設に係る基準 ア 浄化槽に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設（浄化槽を除く。）、焼却施設その他の処理施設を有すること。 イ その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。 ウ 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。	
	② 申請者の能力に係る基準 ア 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 イ 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。	
	ウ 次に掲げる者が、新規の申請である場合には区長が別に定める試験に合格していること、更新の申請である場合には区長が別に定める講習会を修了していること。 i 申請者が法人である場合には、その代表者又は役員のうち、会計参与、監査役及び監事を除く者（許可の更新を申請する場合にあっては、政令第4条の7に定める使用人を含む。） ii 申請者が個人である場合には、当該申請者（許可の更新を申請する場合にあっては、政令第4条の7に定める使用人を含む。） エ 一般廃棄物の処分先を確保すること。	規 則
(2) 埋立処分を業として行う場合	施行規則第2条の4 第2号	
① 施設に係る基準 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。		

次頁へつづく

許可基準	② 申請者の能力に係る基準 ア 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 イ 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。	施行規則第2条の4 第2号
	ウ 次に掲げる者が、新規の申請である場合には区長が別に定める試験に合格していること、更新の申請である場合には区長が別に定める講習会を修了していること。 i 申請者が法人である場合には、その代表者又は役員のうち、会計参与、監査役及び監事を除く者（許可の更新を申請する場合にあっては、政令第4条の7に定める使用人を含む。） ii 申請者が個人である場合には、当該申請者（許可の更新を申請する場合にあっては、政令第4条の7に定める使用人を含む。）	規則
	4 一日あたりの処理能力が5トン以上（焼却施設にあっては、1時間あたりの処理能力が200キログラム以上又は火格子面積が2平方メートル以上）のごみ処理施設及びし尿処理施設（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽を除く。）の場合には、東京都知事の許可を受けていること。	法第8条 施行令第5条
（欠格条項）	一般廃棄物収集運搬業の欠格条項と同じ。（P.13・14参照）	法第7条 第10項第4号 条例

※ 欠格条項のいずれかに該当するに至ったときは、該当した日から2週間以内にその旨を清掃協議会に届け出なければなりません。（法第7条の2第4項、規則）